

デューカスコピー・ジャパン株式会社 取引説明書

新旧対照表

デューカスコピー・ジャパン株式会社

平成 29 年 2 月 27 日

取引説明書

変更前	変更後
目次 【9】 <u>益金に係る税金について</u> 店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について (13) 法人のお客様の取引口座では、<u>通常の最大レバレッジが100倍（証拠金率1%）に設定されていますが、毎週、日本時間土曜日午前3時からマーケットクローズまで（米国夏時間採用時の場合は日本時間土曜日午前6時まで、米国冬時間採用時は日本時間土曜日午前7時まで）の時間帯においては、最大レバレッジが30倍（証拠金率約3.33%）に設定され、ポジションを保有するために必要な使用証拠金が増え、ロスカット（マージンカット）が発動しやすくなりますのでポジション管理には十分ご注意ください。また、クリスマスや元日等の外国為替市場の休日前後の当社所定の時間帯においても最大レバレッジが30倍に設定されます。</u> 【4】 証拠金について 1. (略) 2. (略) 3. 証拠金率（レバレッジ） (1) 個人のお客様	目次 【9】 <u>課税上の取扱いについて</u> 店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について (13) 法人のお客様の取引口座では、<u>原則として、金融先物取引業協会が算出した通貨ペア毎の為替リスク想定比率に基づき、最大レバレッジ（証拠金率）が設定されますが、毎週、日本時間土曜日午前3時からマーケットクローズまで（米国夏時間採用時の場合は日本時間土曜日午前6時まで、米国冬時間採用時は日本時間土曜日午前7時まで）の時間帯においては、最大レバレッジが30倍（証拠金率約3.33%）（以下、「週末レバレッジ」という。）に設定され、ポジションを保有するために必要な使用証拠金が増え、ロスカット（マージンカット）が発動しやすくなりますのでポジション管理には十分ご注意ください。また、クリスマスや元日等の外国為替市場の休日前後の当社所定の時間帯においても最大レバレッジが30倍に設定されます。なお、為替リスク想定比率に基づく証拠金率が3.33%以上の通貨ペアは、週末レバレッジの適用期間であっても、為替リスク想定比率に基づいた証拠金率が適用されます。</u> 【4】 証拠金について 1. (略) 2. (略) 3. 証拠金率（レバレッジ） (1) 個人のお客様

個人の取引口座の証拠金率（取引金額に対する必要証拠金の割合）は 4% で、預け入れた証拠金の最大 25 倍のレバレッジを効かせた取引が可能です。ただし、レバレッジの上限付近による取引は、お客様の想定に反する相場の変動により、即座に証拠金使用率が 100%以上となり、ロスカット（マージンカット）が発動することとなりますので、ポジション管理には十分ご注意ください。

（追加）

(2) 法人のお客様

法人の取引口座の証拠金率は 1 %で、預け入れた証拠金の最大 100 倍のレバレッジを効かせた取引が可能です。

（新設）

ただし、レバレッジの上限付近による取引は、お客様の想定に反する相場の変動により、即座に証拠金使用率が 100%以上となり、ロスカット（マージンカット）が発動することとなりますので、ポジション管理には十分ご注意ください。

個人の取引口座の証拠金率（取引金額に対する必要証拠金の割合）は 4% で、預け入れた証拠金の最大 25 倍のレバレッジを効かせた取引が可能です。ただし、レバレッジの上限付近による取引は、お客様の想定に反する相場の変動により、即座に証拠金使用率が 100%以上となり、ロスカット（マージンカット）が発動することとなりますので、ポジション管理には十分ご注意ください。

なお、上記の証拠金率とは異なる証拠金率が適用される通貨ペアがありますのでご注意ください。異なる証拠金率が適用される通貨ペアについては当社ウェブサイトをご確認下さい。

(2) 法人のお客様

法人の取引口座の証拠金率は通貨ペア毎に異なり、金融先物取引業協会が算出した為替リスク想定比率に基づき、毎週見直しを行います。見直し後の証拠金率（レバレッジ）は、当社ウェブサイト若しくは電子メール、又はその両方によって通知いたしますのでご確認ください。

※為替リスク想定比率とは、為替相場の変動により発生し得る危険に相当する額の元本の額に対する比率として金融庁長官が定める方法により算出した比率です。ヒストリカル・データ（過去に実際に発生した価格変動を表す数値）を使用して、通貨ペア毎に算出し、少なくとも毎週 1 回変更されます。

※原則として、毎週日本時間土曜日のマーケットクローズ後に見直し後の証拠金率が適用されます。

レバレッジの上限付近による取引は、お客様の想定に反する相場の変動により、即座に証拠金使用率が 100%以上となり、ロスカット（マージンカット）が発動することとなりますので、ポジション管理には十分ご注意ください。

(3) 証拠金率が異なる通貨ペア

個人及び法人の取引口座において、上記の証拠金率とは異なる証拠金率が適用される通貨ペアがありますのでご注意ください。異なる証拠金率が適用される通貨ペアについては当社ウェブサイトをご確認下さい。

(4) 週末レバレッジ

法人のお客様の取引口座では、毎週、日本時間土曜日午前 3 時からマーケットクローズ（米国夏時間採用時の場合は日本時間土曜日午前 6 時まで、米国冬時間採用時は日本時間土曜日午前 7 時まで）の時間帯において、最大レバレッジが 30 倍（証拠金率約 3.33%）（以下「週末レバレッジ」といいます。）に設定されます。週末レバレッジは、為替変動リスクによりお客様が証拠金を大きく上回る損失を被るリスクを低減させるために設けております。また、週末レバレッジは、クリスマスや元日等の外国為替市場の休日前後の当社所定の時間帯にも適用されます。

週末レバレッジの適用期間中はポジションを保有するために必要な使用証拠金が上がりますのでご留意下さい。証拠金が不足した場合にはロスカット（マージンカット）が発動いたしますので、ポジション管理には十分ご注意ください。

- 4. (略)
- 5. (略)
- 6. (略)
- 7. (略)
- 8. (略)

【7】注文種類について

- (1) (略)

(削除)

(3) 週末レバレッジ

法人のお客様の取引口座では、毎週、日本時間土曜日午前 3 時からマーケットクローズ（米国夏時間採用時の場合は日本時間土曜日午前 6 時まで、米国冬時間採用時は日本時間土曜日午前 7 時まで）の時間帯において、最大レバレッジが 30 倍（証拠金率約 3.33%）（以下「週末レバレッジ」といいます。）に設定されます。週末レバレッジは、為替変動リスクによりお客様が証拠金を大きく上回る損失を被るリスクを低減させるために設けております。また、週末レバレッジは、クリスマスや元日等の外国為替市場の休日前後の当社所定の時間帯にも適用されます。

週末レバレッジの適用期間中はポジションを保有するために必要な使用証拠金が上がりますのでご留意下さい。証拠金が不足した場合にはロスカット（マージンカット）が発動いたしますので、ポジション管理には十分ご注意ください。なお、為替リスク想定比率に基づく証拠金率が 3.33%以上の通貨ペアは、週末レバレッジの適用期間であっても、為替リスク想定比率に基づいた証拠金率が適用されます。

- 4. (略)
- 5. (略)
- 6. (略)
- 7. (略)
- 8. (略)

【7】注文種類について

- (1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) ワンクリック注文 (ワンクリック・モード)

注文内容確認画面の表示を省略することで、より迅速に注文発注ができるオプション機能です。

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

【9】 益金に係る税金について

個人が行った本取引で発生した益金は、平成 24 年 1 月 1 日の取引以降、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が 15%、復興特別所得税※が所得税額×2.1%、地方税が 5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降 3 年間繰り越すことができます。当社は、お客様に本取引で発生した益金の支払いを行った場合には、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当社所轄税務署長に提出します。

※復興特別所得税は、平成 25 年から平成 49 年まで (25 年間) の各年分の所得税の額に 2.1% を乗じた金額 (利益に対しては、0.315%) が、追加的に課税されるものです。

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) ワンクリック注文 (ワンクリック・モード)

注文内容確認画面の表示を省略することで、より迅速に注文発注ができるオプション機能です。当該オプション機能を利用する場合、注文内容確認画面なしで注文が発注されるため、お客様の意図しない条件で注文が発注される等、誤発注のリスクが高まりますのでご留意下さい。

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

【9】 課税上の取扱いについて

個人が行った本取引で発生した利益は、平成 24 年 1 月 1 日の取引以降、「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が 15%、復興特別所得税※が所得税額×2.1%、地方税が 5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降 3 年間繰り越すことができます。当社は、お客様に本取引で発生した利益の支払いを行った場合には、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当社所轄税務署長に提出します。詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

※復興特別所得税は、平成 25 年から平成 49 年まで (25 年間) の各年分の所得税の額に 2.1% を乗じた金額 (利益に対しては、0.315%) が、追加的に課税されるものです。

※税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

法人が行った本取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

【12】取引時確認について

1. (略)
2. (略)
3. **実質的支配者の申告（法人口座を開設されるお客様のみ）**

法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある実質的支配者が存在する場合は、当該実質的支配者に係る本人特定事項を、当社ウェブサイトの口座開設申し込みフォームでの申告、又は「実質的支配者に関する申告書」にご記入の上ご提出頂きます。

（１）株式会社、投資法人、特定目的会社等の場合

25%を超える議決権を有している個人又は法人のすべて

※50%を超える議決権を有している株主がいる場合は、その個人又は法人１社のみ記載します。

※25%を超える株主がいらない場合は、提出の必要はありません。

（２）持分会社（合名会社・合資会社・合同会社）、一般社団・財団法人、宗教法人等の場合

当該法人を代表する権限を有している方

【13】店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為について

1. (略)
2. (略)

※税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

法人が行った本取引で発生した所得は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

【12】取引時確認について

1. (略)
2. (略)
3. **実質的支配者の申告（法人口座を開設されるお客様のみ）**

法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある実質的支配者に係る本人特定事項等を、当社ウェブサイトの口座開設申し込みフォームでの申告、又は「実質的支配者に関する申告書」にご記入の上ご提出頂きます。「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、議決権その他の手段により法人を支配する自然人または上場会社等まで遡って確認させていただきます。

（削除）

【13】店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為について

1. (略)
2. (略)

3. (略) 4. (略) 5. (略) 6. (略) 7. (略) 8. (略) 9. (略) 10. (略) 11. (略) 12. (略) 13. (略) 14. (略) 15. (略) 16. (略) 17. (略) 18. (略) 19. (略) 20. (略) 21. 通貨関連デリバティブ取引（店頭外国為替証拠金取引を含みます。）につき、<u>顧客が個人の場合、顧客が預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）が一定の金額（想定元本の 4%）</u>に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続する行為。 22. 通貨関連デリバティブ取引（店頭外国為替証拠金取引を含みます。）につき、<u>顧客が個人の場合、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額（計算上の利益を含みます。）が一定の金額（想定元本の 4%）</u>に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続する行為。 23. (略)	3. (略) 4. (略) 5. (略) 6. (略) 7. (略) 8. (略) 9. (略) 10. (略) 11. (略) 12. (略) 13. (略) 14. (略) 15. (略) 16. (略) 17. (略) 18. (略) 19. (略) 20. (略) 21. 通貨関連デリバティブ取引（店頭外国為替証拠金取引を含みます。）につき、顧客が預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）が<u>約定時必要預託額</u>に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続する行為。 22. 通貨関連デリバティブ取引（店頭外国為替証拠金取引を含みます。）につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額（計算上の利益を含みます。）が<u>維持必要預託額</u>に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続する行為。 23. (略)
--	---

24. (略)

25. (略)

平成 28 年 8 月 15 日改定
(新設)

24. (略)

25. (略)

平成 28 年 8 月 15 日改定
平成 29 年 2 月 27 日改定